

都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける経済社会情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

各自治体が抱える重要な都市開発プロジェクトの推進のためには、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が、今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけでなくどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

記

（都市再生促進税制の特例措置の確実な延長・拡充）

- 1 建築費の高騰等、事業環境の悪化により、中止・延期に追い込まれる都市開発プロジェクトが出ている中で、我が国の経済のエンジンである都市再生を引き続き確実に促進していくためにも、令和8年3月31日までとなっている都市再生促進税制について、税率等を縮減することなく、特例措置期限を令和8年4月以降も確実に延長すること。

その際、働き方改革等により工期が延長している現下の状況も踏まえ、特例措置の内容についても確実に拡充すること。

（ウォーカブル推進税制の特例措置の確実な延長・拡充）

- 2 一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対する税制特例（ウォーカブル推進税制）については、コロナ禍を契機として官民所有のパブリックスペースの更なる利活用が求められていることから、税率等を縮減することなく、令和8年3月31日までとなっている特例措置期限を令和8年4月以降も確実に延長すること。

その際、「行きたくなる」「過ごしたくなる」といった視点をより一層重視したウォーカブル施策の必要性が高まっていることを踏まえ、特例措置の内容についても確実に拡充すること。

(都市再生プロジェクトの持続可能性向上に対する制度や支援の充実)

- 3 人口減少の本格化や建築費の高止まり等、都市再生を巡る事業環境が更に厳しさを増す中、民間事業者が都市開発プロジェクトへの投資を安心して行える環境を整えるため、令和9年3月31日までとなっている民間都市再生事業計画の認定申請の期限について、期限終了を待つことなく、前倒しで延長すること。

また、都市再生プロジェクトの公共貢献として評価され、整備される公共公益施設について、その効果を適切に発揮し、持続的なエリア価値の向上に繋げるためには、高質な管理運営を行う必要があることから、官民の役割分担を含む管理運営体制の確保やエリアマネジメントの人材・財源の確保を促進する制度や財政・金融支援を強化すること。

(国際競争力強化・イノベーション創出に対する支援)

- 4 我が国の活力の源泉である都市の国際競争力強化を図るため、空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業等については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

また、イノベーションの創出に向けた財政・金融支援を実施すること。

(地域資源の活用等による都市再生に対する制度や支援の充実)

- 5 成熟社会において都市再生を推進していくためには、各都市固有の魅力を高めることがこれまで以上に重要であることから、歴史・文化・景観等の都市固有の地域資源を掘り起こし、その保全や活用を促進する制度や財政・金融支援を強化すること。

(市街地再開発事業に対する支援)

- 6 市街地再開発事業のプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、工事費等の建築費が高騰する状況下においても事業を推進することができるよう、それらを支援する十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

また、市街地再開発事業に関する税制特例（特定の事業用資産の買換特例及び第一種市街地再開発事業の施行者に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）について、特例措置期限を確実に延長すること。

令和7年7月29日
指定都市市長会